

## 2 通信制課程教科書等給与事業

★山形県独自

働きながら県内の私立高校の通信制課程で学ぶ生徒に、教科書等を給与します。

### ● 対象となる生徒

- ・定職に就いている方
- ・1年間に150日以上かつ500時間以上のパートまたはアルバイトに就いている方

### ● 給与対象 履修に必要な教科書及び学習書(全部)

### ● お申込みは学校へ

入学後、各私立高校に申請書類の提出が必要です。提出期限等は学校の指示に従ってください。

## 3 奨学金の貸与

勉学意欲がありながら、経済的理由により高校での修学が困難な生徒を支援するために、奨学金を貸与します。(募集期間:高校入学後の毎年4月~6月中旬)

※中学校在学中に予約された方は改めての申請は不要ですが、高校入学後に進学届の提出が必要になります。(12月に現在在籍している中学校あてに通知をお送りしています。)

制 度	利 子	貸与資格等
高等学校奨学金 育英奨学金	無 利 子	学力基準を重視
高等学校奨学金 特別貸与奨学金	無 利 子	家計基準を重視

貸 与 月 額		
公 立 等	自宅通学・・・18,000円	自宅外通学・・・23,000円
私 立	自宅通学・・・30,000円	自宅外通学・・・35,000円

詳細は、各私立高校にお問い合わせください。

### 注意事項

- 各種補助の受給及び奨学金の貸与を受けるためには、申請が必要です。
  - ・各私立高校から入学説明会時や入学後に手続きの案内や申請書類の配布がありますので、そちらに従ってください。
  - ・申請がない場合は受給又は貸与を受けることができません。申請が遅れた場合、補助金全額を受給できない又は奨学金の貸与が遅れることがあります。
- 外国籍の生徒は対象外となる場合があります。詳細は入学後に学校にご確認ください。
- 申請時に虚偽の記載等があった場合、刑罰に処されることがあります。

### お問い合わせ窓口

各私立高校の事務室にお問い合わせください。

山形県ホームページ: <https://www.pref.yamagata.jp/020023/syuugakusienkin.html>



# 授業料等の支援のお知らせ

大切なお知らせです。  
必ず保護者の方に  
渡してください。

～私立高校の生徒・保護者の皆さんへ～

※R8.3 現在

山形県では私立高校で学ぶ生徒の皆さんのために、国の支援制度とあわせて、経済的負担を軽くして修学を継続できるように、以下の制度を設け、支援しています。

※高校と同等程度の専修学校高等課程や各種学校に通う生徒も対象となります。



## 1 授業料等の支援 >>> 「就学支援金」等

### 1 授業料負担軽減のための補助

★在学する  
学校がある都道府県から支給

山形県内の私立高校に通う生徒を対象として、国の「就学支援金」等で補助を行います。(返済不要です。)

### ● 補助金額

※いずれも授業料額が上限。

課 程	補 助 金 額
全日制	世帯収入に関わらず 年額457,200円(月額38,100円)
通信制	世帯収入に関わらず 年額337,200円(月額28,100円)

※単位ごとに授業料が設定される通信制課程は補助金額が異なります。

※授業料以外の納付金がある場合や授業料額が補助金額を上回る場合は、自己負担が生じます。

### ● 支給方法

各学校が補助金を受け取り、授業料に充当します。

### ● お申し込み・お問い合わせは学校へ

- ・入学後、各私立高校から案内があります(パソコン・スマートフォン等からオンライン申請)。
- ・補助金の審査結果は学校を通してお知らせします。審査には数か月かかりますので、学校から通知が届くまでお待ちください。

### ● 注意事項

※山形県外に本校がある通信制高校は、サポート校が山形県内にあっても、本校のある都道府県から就学支援金が支給されます。

### ● よくあるご質問

- Q 就学支援金はどのように支払われますか?  
A 各学校が生徒に代わって受け取り、授業料に充当します(保護者の方が直接受け取るものではありません)。
- Q 学校の授業料は、いつ、いくら払えばいいですか?  
A 学校によって異なりますので、直接学校の事務室にご確認ください。

例えば・・・

- A校 一旦授業料を全額納めていただいた後、補助金額確定後に補助金相当額を保護者に返還する
- B校 補助金額が確定するまで授業料の徴収を猶予し、補助金額確定後に納付していただく
- C校 授業料額から補助見込額を差し引いた金額を納付していただく など  
⇒生徒の在学する学校がどの方法をとられているかは学校の事務室にお問い合わせください。



## 2 入学時納付金に対する補助

★山形県独自

山形県内の私立高校に通う生徒のうち、下記の世帯に対して「入学金等軽減事業費補助金」で補助を行います。(返済不要です。)

### ● 対象となる世帯・補助金額

- 交通遺児等世帯  
⇒入学時納付金(入学金や施設整備費など)全額
- 生活保護世帯  
⇒入学時納付金(入学金や施設整備費など)から、生活保護費で支給される額を引いた額
- 保護者等全員(原則両親)の所得割額が非課税の世帯  
⇒入学金の1/2と5万円のいずれか低い金額(施設整備費などは対象外)

### ● 支給方法

各学校が補助金を受け取り、入学金等に充当します。

### ● 所得割額の確認方法

保護者等ご自身の税額は、マイナポータル、課税(非課税)証明書、特別徴収税額通知書、住民税課税決定通知書等で確認できます(次ページの「所得割額の確認方法」をご参照ください)。

### ● お申込み・お問い合わせは学校へ

入学後、各私立高校に申請書類の提出が必要です。提出期限等は学校の指示に従ってください。

### ● よくあるご質問

**Q** 入学金等軽減事業費補助金はどのように支払われますか?

**A** 各学校が生徒に代わって受け取り、入学金等に充当します(保護者の方が直接受け取るものではありません)。

**Q** 学校の入学金は、いつ、いくら払えばいいですか?

**A** 学校によって異なりますので、直接学校の事務室にご確認ください。

## 2 教科書・学用品などの教育費の支援>>>「奨学のための給付金」等

### 1 奨学のための給付金

★保護者の在住する都道府県から支給

授業料以外の教育費を軽減するため、国の「高校生等奨学給付金」制度を活用し、「奨学のための給付金」を支給します。(返済不要です。)

### ● 対象となる世帯・給付額

給付対象世帯	給付年額(全日制)	給付年額(通信制)
生業扶助受給世帯	52,600円	52,600円
所得割非課税世帯*	152,000円	52,100円
所得割の合算額が105,500円未満の世帯*	50,670円	17,370円
所得割の合算額が105,500円以上182,500円未満の世帯*	38,000円	13,030円

\*保護者等全員(原則両親)の「都道府県民税所得割額」と「市町村民税所得割額」の合計額で判断

### ● 所得割額の確認方法

マイナンバーカードをお持ちの方 **マイナポータルで確認できます。**

確認欄 おかね>税・所得> 都道府県民税所得割額 市町村民税所得割額



マイナンバーカードをお持ちでない方 課税(非課税)証明書や特別徴収税額通知書、住民税課税決定通知書等の「所得割額」の欄をご確認ください。

【課税(非課税)証明書記載例】

市民税	所得割額	0円
	均等割額	〇〇〇円
県民税	所得割額	0円
	均等割額	〇〇〇円

※市役所・町村役場やコンビニで取得するもの(手数料がかかります)  
※市町村によって様式が異なります

【特別徴収税額通知書記載例】

税額	市民税	税額控除前所得割額④	〇〇〇円
		税額控除額⑤	〇〇〇円
	県民税	所得割額⑥	0円
		均等割額⑦	〇〇〇円
市民税	税額控除前所得割額④	〇〇〇円	
	税額控除額⑤	〇〇〇円	
県民税	所得割額⑥	0円	
	均等割額⑦	〇〇〇円	

※5月~6月頃お勤め先から配布されるもの

「所得割額」(記載例着色部分)の合算額により判断します。

### ● お申込み・お問い合わせ先

学校の住所にかかわらず、**保護者の在住する都道府県**から支給されます。

保護者の住所	生徒が在学する学校の住所	申請・お問い合わせ先
山形県内	山形県内	生徒が在学する県内の学校
山形県内	山形県外	山形県庁
山形県外	山形県内・外	保護者がお住まいの都道府県

### ● 申請時期等

- 毎年7月頃に手続きが必要です。詳細は入学後、各私立高校を通してお知らせします。
- 支給を受けるには**毎年**申請が必要です。

### ● 注意事項

- 受給資格の判定に住民税の情報による所得確認が必要です。速やかな判定のため、事前に確定申告や年末調整の手続きをお願いします。
- ※確定申告や年末調整が不要の方も、所得確認のため、市町村に所得がなかった旨の申告が必要な場合があります。
- 申請後に税の更正があった場合は速やかに学校にご連絡ください。給付金額に影響が生じる場合があります。

### ● よくあるご質問

**Q** 給付額はいくらになりますか?給付日はいつですか?

**A** 審査結果及び支給予定日は、申請内容の確認が終わり次第学校を通してお知らせします。審査には数か月かかりますので、学校から(県外の学校に通われている場合は県から)通知が届くまでお待ちください。

事前に支給見込額を確認したい場合は、課税(非課税)証明書やマイナポータル等を見ながらこの資料を基にご確認ください。

※お問い合わせの際は、収入状況がわかる書類をお手元にご準備の上お電話いただくスムーズです。